

令和5年度 和歌山平野農地防災事業
宮ノ前排水機場（調月導水路）ポンプ設備設置工事

特 別 仕 様 書（案）

近 畿 農 政 局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘要																
第1章 総 則	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）ポンプ設備設置工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（URL：https://maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																	
第2章 工事内容																		
1. 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、宮ノ前排水機場に係る調月導水路に排水ポンプ設備を新設するものである。																	
2. 工事場所	和歌山県紀の川市桃山町調月地内																	
3. 工事概要	本工事は、ポンプ設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。 <table><tr><td>(1) ポンプ設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(2) 弁類</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(3) 配管設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(4) 操作・制御設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(5) 電源設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(6) 計装設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(7) 付属設備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>(8) 鋼製付属設備</td><td>1 式</td></tr></table>	(1) ポンプ設備	1 式	(2) 弁類	1 式	(3) 配管設備	1 式	(4) 操作・制御設備	1 式	(5) 電源設備	1 式	(6) 計装設備	1 式	(7) 付属設備	1 式	(8) 鋼製付属設備	1 式	
(1) ポンプ設備	1 式																	
(2) 弁類	1 式																	
(3) 配管設備	1 式																	
(4) 操作・制御設備	1 式																	
(5) 電源設備	1 式																	
(6) 計装設備	1 式																	
(7) 付属設備	1 式																	
(8) 鋼製付属設備	1 式																	
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。																	
5. 施工範囲	(1) 本工事に係る施工範囲は、第2章3.に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整及び操作説明までの一切とする。 (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。 1) 仮締切工事及び水替工事(ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。) 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事 3) 責任分界点までの引込外線工事 4) 建築工事及び基礎土木工事																	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和5年10月31日から令和6年10月2日まで （余裕期間：契約締結の日から令和5年10月30日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった																	

項 目	内 容	摘 要									
第3章 施工条件	場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。										
	1. 工程制限	現場据付工事は、令和6年4月より着手可能である。									
	2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおり想定している。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等13日（月平均）を見込んでいる。 （なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。）									
	3. 寒中コンクリート	(1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書（土）第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 (2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年2月9日～令和6年2月10日である。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 (3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書（施）第1章1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。									
	4. 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。									
5. 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。										
第4章 現場条件											
1. 関連工事等	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。										
	<table><tr><th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr><tr><td>令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1工事</td><td>令和5年8月17日～ 令和6年3月13日</td><td>工事用地、 機器据付等</td></tr><tr><td>令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その3工事</td><td>令和5年10月上旬～ 令和6年3月中旬（予定）</td><td>工事用地、 機器据付等</td></tr></table>	工 事 名	工 期	調整事項	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1工事	令和5年8月17日～ 令和6年3月13日	工事用地、 機器据付等	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その3工事	令和5年10月上旬～ 令和6年3月中旬（予定）	工事用地、 機器据付等	
工 事 名	工 期	調整事項									
令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1工事	令和5年8月17日～ 令和6年3月13日	工事用地、 機器据付等									
令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その3工事	令和5年10月上旬～ 令和6年3月中旬（予定）	工事用地、 機器据付等									
2. 搬入路	現場への搬入路は、4t車相当の車両の進入が可能である。										
3. 第三者に対する措置	(1) 現場内への立入制限等 安全確保のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。 (2) 保安対策										

項 目	内 容	摘要
4. 関係機関との調整	本工事における交通誘導警備員は関連工事で配置を想定している。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 交通対策 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 受注者は、下記申請書等の作成並びに調整を行わなければならない。 (1) 電力使用申込等必要な資料の作成及び調整等。 (2) その他必要なもの（発電設備）。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書（施）第1編第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の始期から40日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 仮 設		
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	本工事の工事用地および工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであるが、資材等の仮置きが必要な場合は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。	
2. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は受注者の責任において処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。	
第8章 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 令和4年度 和歌山平野農地防災事業 調月導水路実施設計業務報告書 (2) 貸与期間 工事契約から工事検査まで (3) 返納場所 和歌山平野農地防災事業所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく、他に公表してはならない。	
第9章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。	

項 目	内 容	摘 要																															
第10章 設 計																																	
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって、特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。																																
2. 設計諸元 (ポンプ設備)	本ポンプ設備計画は、次の条件により設計するものとする。 (1) 計画吐水量 0.4m3/sec (24.0m3/min) (2) 設計諸元 <table><tr><th>項 目</th><th>設計諸元</th></tr><tr><td>初期吸込水位</td><td>SWL (+)22.08</td></tr><tr><td>最低吸込み水位</td><td>LWL (+)21.58</td></tr><tr><td>非常停止水位</td><td>LLWL (+)20.92</td></tr><tr><td>計画ピーク吐き出し</td><td>HWL (+)26.10</td></tr><tr><td>最高吐出し水位</td><td>HHWL (+)28.88</td></tr><tr><td>設計実揚程</td><td>Ha= 4.10m</td></tr><tr><td>ポンプ全揚程</td><td>H = 6.10m</td></tr><tr><td>主ポンプ形式</td><td>φ 300mm 着脱式渦巻形水中ポンプ</td></tr></table> (3) 周囲条件 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>設 計 値</th></tr><tr><td rowspan="3">環境 条件</td><td>気温</td><td>-5℃～+40℃</td></tr><tr><td>水質</td><td>淡水域</td></tr><tr><td>騒音規制値</td><td>敷地境界線で 60dB</td></tr><tr><td colspan="2">技術基準等</td><td>共通仕様書(施)第 6 章第 1 節 6-1-3 による。</td></tr></table>	項 目	設計諸元	初期吸込水位	SWL (+)22.08	最低吸込み水位	LWL (+)21.58	非常停止水位	LLWL (+)20.92	計画ピーク吐き出し	HWL (+)26.10	最高吐出し水位	HHWL (+)28.88	設計実揚程	Ha= 4.10m	ポンプ全揚程	H = 6.10m	主ポンプ形式	φ 300mm 着脱式渦巻形水中ポンプ	項 目		設 計 値	環境 条件	気温	-5℃～+40℃	水質	淡水域	騒音規制値	敷地境界線で 60dB	技術基準等		共通仕様書(施)第 6 章第 1 節 6-1-3 による。	
項 目	設計諸元																																
初期吸込水位	SWL (+)22.08																																
最低吸込み水位	LWL (+)21.58																																
非常停止水位	LLWL (+)20.92																																
計画ピーク吐き出し	HWL (+)26.10																																
最高吐出し水位	HHWL (+)28.88																																
設計実揚程	Ha= 4.10m																																
ポンプ全揚程	H = 6.10m																																
主ポンプ形式	φ 300mm 着脱式渦巻形水中ポンプ																																
項 目		設 計 値																															
環境 条件	気温	-5℃～+40℃																															
	水質	淡水域																															
	騒音規制値	敷地境界線で 60dB																															
技術基準等		共通仕様書(施)第 6 章第 1 節 6-1-3 による。																															
3. 設計諸元 (電気設備)	本電気設備計画は、次の条件により設計するものとする。 周囲条件 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>気温 (℃)</th><th>湿度 (%)</th></tr><tr><td rowspan="2">環境 条件</td><td>屋内設置機器</td><td>+5℃～+40℃</td><td>45%～85%</td></tr><tr><td>屋外設置機器</td><td>-5℃～+40℃</td><td>45%～85%</td></tr><tr><td colspan="2">技術基準等</td><td colspan="2">共通仕様書(施)第 12 章第 1 節 12-1-2 による。</td></tr></table>	項 目		気温 (℃)	湿度 (%)	環境 条件	屋内設置機器	+5℃～+40℃	45%～85%	屋外設置機器	-5℃～+40℃	45%～85%	技術基準等		共通仕様書(施)第 12 章第 1 節 12-1-2 による。																		
項 目		気温 (℃)	湿度 (%)																														
環境 条件	屋内設置機器	+5℃～+40℃	45%～85%																														
	屋外設置機器	-5℃～+40℃	45%～85%																														
技術基準等		共通仕様書(施)第 12 章第 1 節 12-1-2 による。																															
4. 主要材料	(1) 主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。 <table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>適用</th></tr><tr><td>ステンレス鋼</td><td>JIS G 4304</td><td>SUS304</td></tr><tr><td>普通鋼</td><td>JIS G 3101</td><td>SS400</td></tr></table> (2) ゲートの主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。 (3) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。	材料名	規格	適用	ステンレス鋼	JIS G 4304	SUS304	普通鋼	JIS G 3101	SS400																							
材料名	規格	適用																															
ステンレス鋼	JIS G 4304	SUS304																															
普通鋼	JIS G 3101	SS400																															

項 目	内 容	摘要
第11章 構造及び製作		
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」、第6章「揚（用）排水ポンプ設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」、第6章「揚（用）排水ポンプ設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「揚（用）排水ポンプ設備」及び第12章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) ポンプ主要部（主軸、インペラ、ケーシング）は、運転開始から長期の運転に耐えうる構造とすること。 (5) 予備品及び付属品 1) 電気設備 ①予備品：ランプ、ヒューズ、継電器類（10%） ②付属品：保守用工具類 1式	
2. ポンプ設備		
2-1. 主ポンプ	(1) 仕 様 形 式 着脱式渦巻形水中ポンプ（吐出曲管含む） 口 径 $\phi 300\text{mm}$ 台 数 2 台 計画吐出量 $12.0\text{m}^3/\text{min}$ ($0.2\text{m}^3/\text{sec}$) 設計全揚程 6.1m 電動機出力 18.5kW 駆動方式 乾式水中モータ（6極） 電 圧 $220\text{V} \times 60\text{Hz}$ 始動方式 クローズドスターデルタ方式 (2) 使用材料 ケーシング ねずみ鋳鉄 FC250 又は同等品以上 羽 根 車 ねずみ鋳鉄 FC250 又は同等品以上 軸 封 部 メカニカルシール 電動機フレーム ねずみ鋳鉄 FC150 又は同等品以上 電動機主軸 ステンレス鋼 SUS420J1 又は同等品以上 (3) 付属品 連成計 2 台 自動空気破壊弁 2 台 ガイドパイプ式(SUS304) 2 台 ポンプ本体吊り金具 2 台 吊上用チェーン(SUS304) 2 台 キャプタイヤケーブル(10m) 2 台 基礎ボルト(SUS304) 2 台 分解工具類 1 式 (4) 予備品 メカニカルシール 1 台 消耗部品 2 台	

項 目	内 容	摘要
3. 弁類		
3-1. 吐出弁	(1) 仕 様 形 式 仕切弁(ソフトシール) 口 径 $\phi 300$ mm 台 数 2 台 フランジ規格 JIS 7.5 K 駆動方式 手動式 (外ネジ式) 面 間 400 mm (2) 使用材料 弁 体 ねずみ鋳鉄 FC200 又は同等品以上 弁 箱 ねずみ鋳鉄 FC200 又は同等品以上 弁 棒 ステンレス鋼 SUS304 又は同等品以上	
3-2. 逆止弁	(1) 仕 様 形 式 スイング式逆止弁 口 径 $\phi 300$ mm 台 数 2 台 フランジ規格 JIS 7.5 K 面 間 700 mm (2) 使用材料 弁 体 ねずみ鋳鉄品 FC250 又は同等品以上 弁 箱 ねずみ鋳鉄品 FC250 又は同等品以上 弁 棒 ステンレス鋼 SUS304 又は同等品以上	
3-3. 排泥弁	(1) 仕 様 形 式 仕切弁 (ソフトシール) 口 径 $\phi 200$ mm 台 数 1 台 フランジ規格 JIS 7.5 K 駆動方式 手動式 (外ネジ式) 面 間 300 mm (2) 使用材料 弁 体 ねずみ鋳鉄品 FC200 又は同等品以上 弁 箱 ねずみ鋳鉄品 FC200 又は同等品以上 弁 棒 ステンレス鋼 SUS304 又は同等品以上	
4. 配管設備	(1) 主ポンプ用配管 1) 両フランジ 90° 曲管 口 径 $\phi 300$ mm 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管 (フランジ部 SS) 台 数 2 本 フランジ規格 主ポンプ側 : JIS 10K 吐出側 : JIS 7.5K 2) スティフナー付き両フランジ短管 (連成計接続管付) 口径×延長 $\phi 300$ mm L=1428mm 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管 (フランジ部 SS) 台 数 2 本 フランジ規格 JIS 7.5 K 3) 両フランジ短管 (フランジアダプター)	

項 目	内 容	摘要
	口径×延長 $\phi 300 \text{ mm}$ $L=500\text{mm}$ 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管（フランジ部 SS） 台 数 2 本 フランジ規格 JIS 7.5 K 4) 2 フランジ 3 T 字管 口 径 $\phi 600 \text{ mm} \times \phi 300\text{mm} \cdot \phi 200\text{mm}$ $L=4400\text{mm}$ 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管（フランジ部 SS） 台 数 1 本 フランジ規格 JIS 7.5 K 5) フランジ蓋 口 径 $\phi 600 \text{ mm}$ 用 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管（フランジ部 SS） 台 数 1 枚 フランジ規格 JIS 7.5 K (2) 排泥用配管 1) スティフナー付き片フランジ短管 口径×延長 $\phi 200 \text{ mm}$ $L=2415\text{mm}$ 材 質 STPG 圧力配管用炭素鋼鋼管（フランジ部 SS） 台 数 1 本 フランジ規格 JIS 7.5 K	
	第12章 運転操作・制御方式	
	1. 運転管理	排水ポンプ操作盤における運転管理の内容は、別紙 2 「運転管理項目表」のとおりとする。
	2. 運転操作	ポンプ設備の運転操作内容は、別紙 3 「運転操作要領」のとおりとする。
	第13章 電気設備等	
	1. 一般事項	(1) 低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年 7 月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具は日本国内で調達可能なものとする。 (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、高速避雷器等を設置し耐雷対策を行うものとする。 (4) 回路構成等 1) 盤内照明は蛍光灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。 2) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。 (5) 指示計及び表示灯 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。 (6) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ポンプ始動停止動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

項 目	内 容	摘要																																																																																																			
2. 設備概要	受電方式は、下記のとおりとする。 (1) 低圧電力：三相 3 線 200V 60Hz 1 回線(通年受電：1～12 月) (2) 電灯電力：単相 3 線 200V-100V 60Hz 1 回線 (通年受電：1～12月) 電気設備は、関西電力株式会社220V（3相3線、60Hz）及び100V（単相60Hz）で受電するものとする。 なお、関西電力株式会社との責任分界点は引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。																																																																																																				
3. 負荷設備等	排水ポンプ操作盤の他に別設備として次のものを考慮するものとする。 (1) 建築付帯照明設備（屋内、屋外照明他）：単相 3 線、100/200V																																																																																																				
4. 操作・制御設備	(1) 排水ポンプ操作盤 <table> <tr> <td>形 式</td><td>屋外鋼板製（SUS 製）閉鎖自立形</td><td>IP33</td></tr> <tr> <td>面 数</td><td>1 面</td><td></td></tr> <tr> <td>寸 法</td><td>W1400×H2400×D700（参考）</td><td></td></tr> <tr> <td>入力電源</td><td>単相 3 線式 200-100V 60Hz（商用電源×1 回線） 三相 3 線式 200V 60Hz (45kVA 自家発電源×2 系統)</td><td></td></tr> <tr> <td>適用容量</td><td>18.5kW 排水ポンプ×2 台</td><td></td></tr> <tr> <td>始動方式</td><td>スターデルタ始動（クローズドスターデルタ方式）</td><td></td></tr> <tr> <td>盤面取付品</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>名称銘板</td><td></td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他必要なもの</td><td></td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>盤内収納器具</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>名称銘板</td><td></td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>交流電圧計</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>同上切替スイッチ</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>交流電流計</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>同上切替スイッチ</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>運転時間計</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>集合表示灯</td><td></td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>切替スイッチ</td><td></td><td>4 個</td></tr> <tr> <td>操作スイッチ</td><td></td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>押釦スイッチ</td><td></td><td>4 個</td></tr> <tr> <td>押釦スイッチ</td><td></td><td>4 個</td></tr> <tr> <td>配線用遮断器</td><td>3P50AF</td><td>2 個</td></tr> <tr> <td></td><td>2P50AF</td><td>3 個</td></tr> <tr> <td></td><td>2P30AF</td><td>5 個</td></tr> <tr> <td>漏電遮断器</td><td>3P250AF</td><td>2 個</td></tr> <tr> <td></td><td>3P30AF</td><td>1 個</td></tr> <tr> <td></td><td>2P30AF</td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>電源切替開閉器</td><td>2P50A</td><td>2 個</td></tr> <tr> <td>電磁接触器</td><td></td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>電磁接触器（クローズトスターデルタ用）</td><td></td><td>2 組</td></tr> <tr> <td>始動抵抗器（クローズトスターデルタ用）</td><td></td><td>2 組</td></tr> <tr> <td>計器用変流器 100/5A</td><td></td><td>4 個</td></tr> <tr> <td>3 要素継電器</td><td></td><td>2 個</td></tr> </table>	形 式	屋外鋼板製（SUS 製）閉鎖自立形	IP33	面 数	1 面		寸 法	W1400×H2400×D700（参考）		入力電源	単相 3 線式 200-100V 60Hz（商用電源×1 回線） 三相 3 線式 200V 60Hz (45kVA 自家発電源×2 系統)		適用容量	18.5kW 排水ポンプ×2 台		始動方式	スターデルタ始動（クローズドスターデルタ方式）		盤面取付品			名称銘板		1 式	その他必要なもの		1 式	盤内収納器具			名称銘板		1 式	交流電圧計		2 個	同上切替スイッチ		2 個	交流電流計		2 個	同上切替スイッチ		2 個	運転時間計		2 個	集合表示灯		1 式	切替スイッチ		4 個	操作スイッチ		2 個	押釦スイッチ		4 個	押釦スイッチ		4 個	配線用遮断器	3P50AF	2 個		2P50AF	3 個		2P30AF	5 個	漏電遮断器	3P250AF	2 個		3P30AF	1 個		2P30AF	2 個	電源切替開閉器	2P50A	2 個	電磁接触器		1 式	電磁接触器（クローズトスターデルタ用）		2 組	始動抵抗器（クローズトスターデルタ用）		2 組	計器用変流器 100/5A		4 個	3 要素継電器		2 個	
形 式	屋外鋼板製（SUS 製）閉鎖自立形	IP33																																																																																																			
面 数	1 面																																																																																																				
寸 法	W1400×H2400×D700（参考）																																																																																																				
入力電源	単相 3 線式 200-100V 60Hz（商用電源×1 回線） 三相 3 線式 200V 60Hz (45kVA 自家発電源×2 系統)																																																																																																				
適用容量	18.5kW 排水ポンプ×2 台																																																																																																				
始動方式	スターデルタ始動（クローズドスターデルタ方式）																																																																																																				
盤面取付品																																																																																																					
名称銘板		1 式																																																																																																			
その他必要なもの		1 式																																																																																																			
盤内収納器具																																																																																																					
名称銘板		1 式																																																																																																			
交流電圧計		2 個																																																																																																			
同上切替スイッチ		2 個																																																																																																			
交流電流計		2 個																																																																																																			
同上切替スイッチ		2 個																																																																																																			
運転時間計		2 個																																																																																																			
集合表示灯		1 式																																																																																																			
切替スイッチ		4 個																																																																																																			
操作スイッチ		2 個																																																																																																			
押釦スイッチ		4 個																																																																																																			
押釦スイッチ		4 個																																																																																																			
配線用遮断器	3P50AF	2 個																																																																																																			
	2P50AF	3 個																																																																																																			
	2P30AF	5 個																																																																																																			
漏電遮断器	3P250AF	2 個																																																																																																			
	3P30AF	1 個																																																																																																			
	2P30AF	2 個																																																																																																			
電源切替開閉器	2P50A	2 個																																																																																																			
電磁接触器		1 式																																																																																																			
電磁接触器（クローズトスターデルタ用）		2 組																																																																																																			
始動抵抗器（クローズトスターデルタ用）		2 組																																																																																																			
計器用変流器 100/5A		4 個																																																																																																			
3 要素継電器		2 個																																																																																																			

項 目	内 容	摘要
5. 電源設備	低圧進相コンデンサ 250 μ F 2 個 単相変圧器 220/220-110V 3KVA 1 台 低圧避雷器 1 組 補助継電器 1 式 限時継電器 1 式 液面継電器 1 式 交互継電器 1 式 低圧ヒューズ 1 式 盤内照明灯 1 式 スペースヒータ 1 式 換気ファン 1 式 端子台及び内部配線 1 式 予備用コンセント 2 個 その他必要なもの 1 式 (2) 回転表示灯 形 式 LED 壁面取付タイプ 赤黄 2 色 数 量 1 台	
	(1) 可搬型自家発電装置 形 式 可搬型ディーゼル機関発電機 (極超低騒音型、屋外設置) 定 格 定格電圧 220V、60Hz 相 数 三相 3 線式 数 量 2 台 発電機仕様 1) 定 格 出 力 45kVA 極 数 4 極 絶 縁 F 種 2) 構 造 外被形式 開放形 保護形式 防滴形 冷却方式 自己通風形 回 転 子 回転磁界形 励磁方式 ブラシレス式 原動機仕様 1) 形 式 ディーゼル機関 2) 定格出力 25kW 冷却方式 ラジエータ方式 使用燃料 軽油 始動方式 セルモータ始動方式 付属品 充電器 搭載型 (入力 AC100V) 1 式 付属燃料タンク 170ℓ 1 式 燃料タンクキャップ鍵付 1 式 規格、試験項目 メーカー標準とする。 (2) 引込開閉器盤 1) 形 式 屋外鋼板製 (SUS 製) 装柱取付型 2) 塗 装 メーカー標準塗装 3) 数 量 1 面 4) 寸 法 W350×H800×D200	

項 目	内 容	摘要
	5) 用 途：低圧受電引込用 6) 盤面取付器具 名称銘板（NP） 1 式 7) 盤内収納器具 電力量計取付板 1 式 配電用遮断器（MCCB）3P50AF 1 個 その他必要なもの 1 式	
6. 計装設備	(1) フリクト式水位計（吸込水槽用） 数 量 2 組（先発用、後発用各 1 組） 先発用（起動用×1 個、停止用×1 個、非常停止用×1 個） 後発用（起動用×1 個、停止用×1 個） 材 質 ポリプロピレン樹脂 配線方式 2 線式 電 源 DC 24 V (2) フリクト式水位計（宮ノ前排水機場吐出水槽用） 数 量 1 組（停止用×1 個） 材 質 ポリプロピレン樹脂 配線方式 2 線式 電 源 DC 24 V (3) 付属品 ケーブル 各水位計に 13m	
7. 照明設備	(1) 排水ポンプ操作架台照明 1) 形 式：LED 照明 2) 数 量：2 台 3) 仕 様：ステンレス製（本体） 防湿型・防雨型ライトバー (2) 外灯 1) 形 式：LED 照明 2) 数 量：1 台 3) 仕 様：ASA 樹脂製（本体）、アクリル（前面パネル）、防雨型、 明るさセンサー内蔵、落下防止ワイヤー付	
8. 付属設備	(1) 残水排水ポンプ 1) 仕 様 形 式 水中モータポンプ（可般式） 口 径 φ 50mm 台 数 1 台 吐 出 量 0.1 m3/min 全 揚 程 8.0m 電動機出力 0.45kW 電 圧 110V×60Hz 始動方式 直入れ方式 2) 付属品（1 台当たり） キャブタイヤケーブル(10m) 1 台分 ホースカップリング 1 台分 (2) ハンドリフト（フォーク式リフト） 最大搭載重量 2,000kg	

項 目	内 容	摘 要																																
	フォーク寸法W=650mm以上、L=1000以上 フォーク高さ200mm(最大)～80mm(最小) 材 質スチール製（塗装仕上げ） 数 量1台 (3) 手動チェーンブロック 定格重量0.5 ton 揚 程3.5m 数 量1 台 (4) アルミ製可搬式操作台 寸 法長さ 1000mm×幅 400mm×高さ 950mm 耐荷重100kg 数 量1 台																																	
第14章 塗 装																																		
1. 一般事項	(1) 外注品の塗装仕様については、メーカー標準仕様とし、電気盤の塗装色は5Y7/1とする。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い、仕上げるものとする。																																	
2. 施工方法	(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。																																	
3. 塗装仕様	(1) ポンプ設備及び吸吐出管の屋内露出部 <table><tr><td>施工場所</td><td>工 程</td><td>塗 料 等</td><td>標準膜厚</td></tr><tr><td rowspan="3">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td></td></tr><tr><td>第 1 層</td><td>鉛・クロムフリー錆止ペイント</td><td>35 μ m</td></tr><tr><td>第 2 層</td><td>合成樹脂調合ペイント 2 種(中塗用) 青系</td><td>30 μ m</td></tr><tr><td>現場</td><td>第 3 層</td><td>合成樹脂調合ペイント 2 種(上塗用) 青系</td><td>25 μ m</td></tr></table> (2) ポンプ設備及び吸吐出管の接水部 <table><tr><td>施工場所</td><td>工 程</td><td>塗 料 等</td><td>標準膜厚</td></tr><tr><td rowspan="3">工場</td><td>素地調整</td><td>1 種ケレン</td><td></td></tr><tr><td>第 1 層</td><td>液状エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μ m</td></tr><tr><td>第 2 層</td><td>液状エポキシ樹脂塗料</td><td>80 μ m</td></tr></table>	施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚	工場	素地調整	1 種ケレン		第 1 層	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m	第 2 層	合成樹脂調合ペイント 2 種(中塗用) 青系	30 μ m	現場	第 3 層	合成樹脂調合ペイント 2 種(上塗用) 青系	25 μ m	施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚	工場	素地調整	1 種ケレン		第 1 層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m	第 2 層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m	
施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚																															
工場	素地調整	1 種ケレン																																
	第 1 層	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m																															
	第 2 層	合成樹脂調合ペイント 2 種(中塗用) 青系	30 μ m																															
現場	第 3 層	合成樹脂調合ペイント 2 種(上塗用) 青系	25 μ m																															
施工場所	工 程	塗 料 等	標準膜厚																															
工場	素地調整	1 種ケレン																																
	第 1 層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m																															
	第 2 層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m																															
4. 付着量	鋼製架台における溶融亜鉛メッキの膜厚は 63 μ m（HDZT63） 以上とする。																																	
第15章 据 付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。																																	
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第13節及び第 6 章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。																																	

項 目	内 容	摘 要											
2. 据付基準点	本工事の据付基準点は、図面に示す「R4 KBM. No. 1 (EL23. 451m)」を使用するものとする。												
3. 機械設備	(1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。												
4. 電気設備	(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 監督職員の指示する位置に引込柱を建柱するものとする。 (3) 電気設備技術基準に基づきD種接地を設けるものとする。 (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。 (5) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。 また、耐震クラスは「用排水機場設備」に示すAクラス以上とする。 <table border="1"><tr><td rowspan="2">土地改良施設</td><td colspan="3">電気盤の耐震クラス</td></tr><tr><td></td><td>盤の用途別分類</td><td>土地改良施設の耐震クラス</td></tr><tr><td>用排水機場設備</td><td>A</td><td>重 要</td><td>一 般</td></tr></table> (6) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。 なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。	土地改良施設	電気盤の耐震クラス				盤の用途別分類	土地改良施設の耐震クラス	用排水機場設備	A	重 要	一 般	
土地改良施設	電気盤の耐震クラス												
		盤の用途別分類	土地改良施設の耐震クラス										
用排水機場設備	A	重 要	一 般										
5. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は次によるものとする。 なお、JIS 規格品については、改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）とする。 1) 電線及び電線管等 ①電線等 ア) 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル (CV) JIS C 3605 イ) ビニル絶縁電線 (IV) JIS C 3307 ウ) 制御用ビニル絶縁ビニールシースケーブル (CVV 又は CVVS) JIS C 3401 ②電線管 ア) 鋼製電線管 (G) JIS C 8305 2) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。												

項 目	内 容	摘要																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の最大 寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの 種類</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>台座基礎</td></tr> </tbody> </table> (2) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線及び電線管</td><td>カタログ等</td></tr> <tr> <td>コンクリート</td><td>配合計画書、試験成績書</td></tr> <tr> <td>アンカーボルト</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>無収縮モルタル</td><td>カタログ</td></tr> <tr> <td>その他材料</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	台座基礎	材料名	提出物	電線及び電線管	カタログ等	コンクリート	配合計画書、試験成績書	アンカーボルト	カタログ、試験成績書	無収縮モルタル	カタログ	その他材料	カタログ、試験成績書	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的																						
無筋コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	台座基礎																						
材料名	提出物																											
電線及び電線管	カタログ等																											
コンクリート	配合計画書、試験成績書																											
アンカーボルト	カタログ、試験成績書																											
無収縮モルタル	カタログ																											
その他材料	カタログ、試験成績書																											
6. 既設構造物に対する措置	(1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 (2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 (3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。																											
7. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>		工 程	作業内容	分別解体の方法	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	工 程	作業内容	分別解体の方法																									
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									

項 目	内 容					摘要
8. 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては監督職員に報告し、これを充足する。					
第16章 試験及び検査						
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、受発注者の協議にて決定することとする。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。					
	工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考
	用排水設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による		
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による			
	電気設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による		
		品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第2節「品質管理」による			
2 中間技術検査	(1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
3. 既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。					
第17章 施工管理等						
1. 主任技術者の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。					
2. 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。					

項 目	内 容	摘要
3. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
4. 工事現場等における遠隔確認	(1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第18章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの	
第19章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第20章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力4部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現	

項 目	内 容			摘要																								
	場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td><td>25%（7日/28日）以上28.5%未満</td><td>21.4%（6日/28日）以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。				4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																									
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満																									
労務費	1.05	1.03	1.01																									
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																									
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																									
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																									

項 目	内 容	摘要
3. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL:https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdfを参照。 (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第21章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) 本仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	